

資料33

履修モデル(1)

放射線画像検査学分野 研究職志望

研究テーマ：炭素線治療適応患者抽出のためのコンピュータ支援診断技術の開発

履修年次	共通科目及び他分野		所属専門分野			特別研究	
		単位		単位	単位		単位
1 前期 年次	診療放射線学教育学特論	2	放射線画像解析学特講演習	2		診療放射線学特別研究	6
小計		2		2	4		
1 後期 年次			医療画像情報学特講演習	2			
小計		0		2	2		
2 前期 年次							
小計		0		0	0		
2 後期 年次							
小計		0		0	0		
3 前期 年次							
小計		0		0	0		
3 後期 年次							
小計		0		0	0		
		2		4	6	6	
							12

※斜字は共通科目

資料34

履修モデル(2)

放射線治療学分野 研究職志望

研究テーマ：炭素線治療における線量分布高精度計測法の開発

履修年次	共通科目及び他分野		所属専門分野			特別研究	
		単位		単位	単位		単位
1 前期 年次	診療放射線学教育学特論	2	放射線管理計測学特講演習	2			
小計		2		2	4		
1 後期 年次			重粒子治療技術学特講演習	2			
小計		0		2	2		
2 前期 年次							
小計		0		0	0		
2 後期 年次							
小計		0		0	0		
3 前期 年次							
小計		0		0	0		
3 後期 年次							
小計		0		0	0		
		2		4	6		6
							12

※斜字は共通科目

資料35

履修モデル(3)

放射線画像検査学分野 教育職志望

研究テーマ： ICTを活用したMRI検査技術教育プログラムの開発

履修年次	共通科目及び他分野		所属専門分野			特別研究	
		単位		単位	単位		単位
1 前期 年次	診療放射線学教育学特論	2				診療放射線学特別研究	6
	保健医療組織管理学特論	2					
小計		4		0	4		
1 後期 年次			磁気共鳴学特講演習	2			
小計		0		2	2		
2 前期 年次							
小計		0		0	0		
2 後期 年次							
小計		0		0	0		
3 前期 年次							
小計		0		0	0		
3 後期 年次							
小計		0		0	0		
		4		2	6	6	
							12

※斜字は共通科目

資料36

履修モデル(4)

放射線治療学分野 高度医療専門職リーダー志望

研究テーマ： 重粒子線治療における品質管理プログラムの開発

履修年次	共通科目及び他分野		所属専門分野			特別研究	
		単位		単位	単位		単位
1 前期 年次	診療放射線学教育学特論	2				診療放射線学特別研究	6
	保健医療組織管理学特論	2					
小計		4		0	4		
1 後期 年次			先端放射線治療学特講演習	2			
小計		0		2	2		
2 前期 年次							
小計		0		0	0		
2 後期 年次							
小計		0		0	0		
3 前期 年次							
小計		0		0	0		
3 後期 年次							
小計		0		0	0		
		4		2	6	6	
							12

※斜字は共通科目

資料37

履修モデル(5)

放射線治療学分野 研究職志望(実務経験のある学生用)

研究テーマ：強度変調放射線治療における品質管理・品質保証の要素開発

履修年次	共通科目及び他分野		所属専門分野			特別研究	
		単位		単位	単位		単位
1 前期 年次	診療放射線学教育学特論	2	放射線管理計測学特講演習	2		診療放射線学特別研究	6
小計		2		2	4		
1 後期 年次			先端放射線治療学特講演習	2			
小計		0		2	2		
2 前期 年次							
小計		0		0	0		
2 後期 年次							
小計		0		0	0		
3 前期 年次							
小計		0		0	0		
3 後期 年次							
小計		0		0	0		
		2		4	6	6	
							12

※斜字は共通科目

放射線治療学分野 研究職志望(実務経験のない学生用)

研究テーマ: 高エネルギー放射線治療における線量評価法の開発

履修年次	共通科目及び他分野		所属専門分野			特別研究	
		単位		単位	単位		単位
1 前期 年次	診療放射線学教育学特論	2				診療放射線学特別研究	6
小計		2		0	2		
1 後期 年次			先端放射線治療学特講演習	2			
			重粒子治療技術学特講演習	2			
小計		0		4	4		
2 前期 年次							
小計		0		0	0		
2 後期 年次							
小計		0		0	0		
3 前期 年次							
小計		0		0	0		
3 後期 年次							
小計		0		0	0		
		2		4	6	6	
							12

※斜字は共通科目

備考 1) 「重粒子治療技術学特講演習」は群馬大学重粒子線医学研究センターでの実習を含み、チーム医療についても学修する。

備考 2) 他の共通科目や他分野専門科目なども積極的に履修することが望ましい。

資料39

群馬県立県民健康科学大学ティーチング・アシスタント要綱

(目的)

第1条 この要綱は、群馬県立県民健康科学大学（以下「本学」という。）大学院に在学する優秀な学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、本学大学院学生に、将来教員・研究者となるためのトレーニングの機会を提供し、もって、本学学部教育におけるきめ細かい指導の実現を図り、併せて、これに対する手当支給により、本学大学院学生の処遇の改善に資するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「ティーチング・アシスタント」とは、本学学部学生に対する実験、演習、実習及び講義等（以下「実験等」という。）の教育補助業務を行うために委嘱された本学大学院学生をいう。

(資格要件)

第3条 ティーチング・アシスタントとして委嘱できる者は、本学大学院に在学し、学業成績が優秀であり、かつ、実験等の教育補助業務に十分対応し得る能力を有する者とする。

(募集及び選考)

第4条 ティーチング・アシスタントの募集及び選考等は、予算の範囲内で各研究科ごとに行うこととし、その選考基準等は、各年度ごとに当該研究科長が定めるものとする。

(委嘱手続)

第5条 ティーチング・アシスタントの委嘱は、当該研究科委員会の議を経て学長が行うものとする。

2 研究科長は、ティーチング・アシスタントを委嘱したい場合、委嘱期間の始まる2週間前までに、別記様式により学長に申請するものとする。

(委嘱期間)

第6条 ティーチング・アシスタントの委嘱期間は、当該会計年度を超えない範囲内とする。

(委嘱時間)

第7条 ティーチング・アシスタント一人当たりの委嘱時間は、1週間につき10時間以内を原則とし、1か月の委嘱時間は40時間以内とする。

(手当)

第8条 ティーチング・アシスタントの手当は、予算の範囲内とし、別に定める。

2 手当は、毎月の初日から末日までの委嘱時間数に応じて、翌月10日（その日が土曜日、日曜日又は休日当たるときは、その直前の平日とする。）に、あらかじめ指定された口座に振り込むものとする。

(守秘義務)

第9条 ティーチング・アシスタントは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

なお、これに違反したと認められる場合は、本学大学院学則第36条の規定に基づき、懲戒処分とすることができる。

(解職)

第10条 ティーチング・アシスタントが次のいずれかに該当する場合には、学長は、当該研究科委員会の議を経て解職することができる。

なお、これに違反したと認められる場合は、本学大学院学則第36条の規定に基づき、懲戒処分とすることができる。

(1) 健康上の事由により、職務を遂行できないとき。

(2) 職務を怠り、改善の見込みがないと認められたとき。

(3) 職務上知り得た秘密を、外部に漏らしたとき。

(4) その他、ティーチング・アシスタントとして、職務の遂行ができない事由があると認められたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定められるもののほか、ティーチング・アシスタントに関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成21年9月16日から施行する。

資料40

群馬県立県民健康科学大学 ハラスメントの防止等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、群馬県立県民健康科学大学（以下「本学」という。）におけるハラスメントの防止及び排除のための措置、並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）について必要な事項を定めることにより、本学における学生及び教職員の利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、ハラスメントとは、セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント(アカデミック・ハラスメントを含む)、その他個人の名誉、信用を不当に傷つける言動をいう。

(1) セクシュアル・ハラスメント

学生及び教職員間において、相手方の意に反する性的な言動を行うことにより、相手方に不快感や不利益を与え、教育、研究、学習、労働環境を悪化させることをいう。

(2) パワー・ハラスメント

地位または職務権限上、優越的な立場にある者が、これに抗しがたい地位にある者に対して行う不適切な言動や差別的待遇等をいう。

(アカデミック・ハラスメントとは、教育や研究等の地位または権限を利用して行われるハラスメントをいう。)

(学生及び教職員の責務)

第3条 学生及び教職員は、この規程のほか以下に定める指針に従い、ハラスメントの防止等に務めなければならない。

- ①「セクシュアル・ハラスメントの防止等のために本学の学生及び教職員が認識すべき事項についての指針」
- ②「アカデミック・ハラスメントの防止等のために教員が認識すべき事項についての指針」
- ③「ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針」

(学長の責務)

第4条 学長は、次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、ハラスメントについて教職員の注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせること。
- (2) 教職員の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメントに起因する問題を生じることがないようにすること。
- (3) 学生及び教職員に対し、この規程の周知を図ること。

2 学長は、ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）につ

いて、その窓口及び相談員を学生及び教職員に対して明示するものとする。

(苦情相談への対応)

第5条 苦情相談に対応するために、ハラスメント対策室(以下「対策室」という。)及び相談員を設置する。

(1) 対策室は、倫理委員会委員の中から選出された各学部2名の教員と、事務局職員2名の計6名で構成する。

(2) 対策室長は、対策室員からの互選とする。

(3) 相談員は、事案に応じて対策室長が対策室員の中から2名を指名する。

2 事案に応じて、必要がある場合は、事案非該当学部教員や学外の専門家等を、アドバイザーとして対策室に加えることができる。

(相談員の責務)

第6条 相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する指導及び助言等により、当該問題を適切かつ迅速に解決するよう努めなければならない。この場合において相談員は、第3条③に定める指針に十分留意しなければならない。

2 相談員は、苦情相談への対応に当たっては、関係者のプライバシーや名誉、その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(ハラスメントの申立と対応)

第7条 苦情相談の結果、苦情相談者からハラスメント対策室に対して申立てがあったときは、その後の解決に向けた対応については別に定める「ハラスメント対応指針」によるものとする。

(不利益取り扱いの禁止)

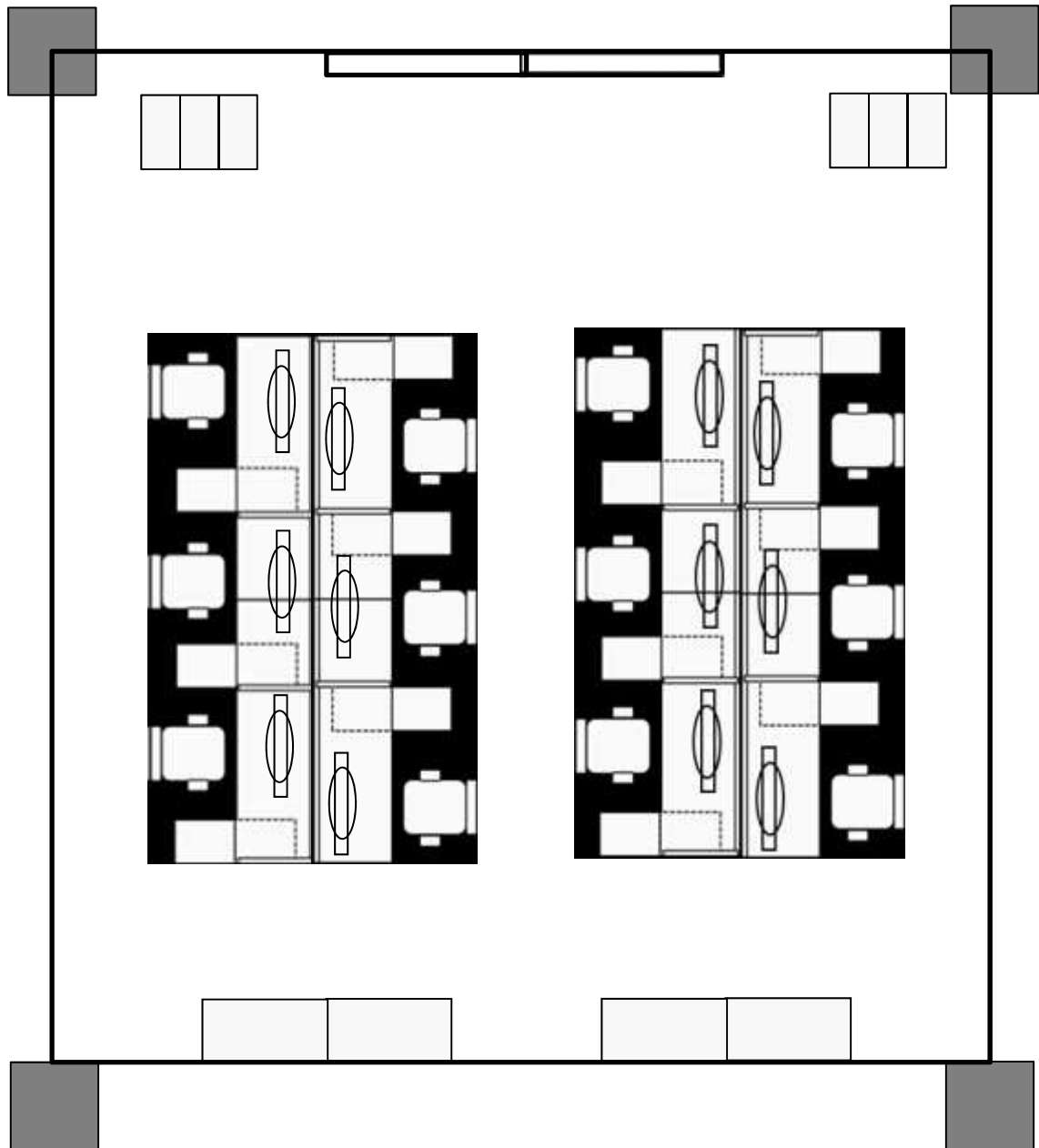
第8条 学長及び教職員は、ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力、その他ハラスメントに関して正当な対応をした学生及び教職員に対し、そのことをもって不利益な取り扱いをしてはならない。

附 則

「群馬県立県民健康科学大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」(平成17年7月27日施行)及び「群馬県立県民健康科学大学アカデミック・ハラスメントの防止等に関する規程」(平成17年7月27日施行)は廃止する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

院生室の配置



資料42

平成28年度 大学院診療放射線学研究科博士後期課程 授業時間割表

前期セメスター							
時限	I	II	III	IV	V	VI	VII
時間	9:00-10:30	10:40-12:10	13:00-14:30	14:40-16:10	16:20-17:50	18:00-19:30	19:40-21:10
月		D:放射線画像解剖学特講演習 (演習室C)	M:放射線治療学特論 (演習室C)			M:放射線画像解剖学特論 (演習室C)	D:放射線画像解剖学特講演習 (演習室C)
火		M:放射線医療統計解析学 (演習室C)					
水		M:放射線画像技術学特論 (演習室C)				M:核医学検査技術学特論 (演習室C)	
木						M:放射線管理計測学特論 (演習室C)	D:放射線管理計測学特講演習 (演習室C)
金		M:磁気共鳴学特論 (演習室C)	D:磁気共鳴学特講演習 (演習室C)			M:放射線画像解剖学特論 I (演習室C)	
集中授業	夏期集中講義(8月1日-8月31日) 日程、時間等は別途掲示します。 M:診療放射線学特論(演習室D) M:保険医療安全学特論(演習室C) M:医療画像診断学特論(演習室C) D:診療放射線学教育学特論(演習室C) M:放射線生物学特論(演習室D) D:保健医療組織管理学特論(演習室C)						
後期セメスター							
時限	I	II	III	IV	V	VI	VII
時間	9:00-10:30	10:40-12:10	13:00-14:30	14:40-16:10	16:20-17:50	18:00-19:30	19:40-21:10
月			M:先端放射線治療学特論 (演習室C)			M:造影検査学特論 (演習室C)	D:造影検査学特講演習(演習室C)
火		M:保健医療特論 (演習室C)	D:医療画像情報学特講演習 (演習室C)			M:機能画像学特論 (演習室C)	
水						M:医療画像情報学特論 (演習室C)	D:機能画像学特講演習 (演習室C)
木		M:放射線画像解剖学特論 II (演習室C)				M:放射線安全管理特論 (演習室C)	
金		M:放射線学シミュレータ特論 (演習室C)					
集中授業	春期集中講義(2月1日-3月15日) 日程、時間等は別途掲示します。 M:医療画像診断学演習(演習室C)						

M:は、博士前期課程の開講科目です。

診療放射線学特別研究(M)、診療放射線学特別研究(D)の時間割は、研究指導教員と協議の上、別途定めます。

履修希望者の状況により、時間が変更となる場合もあります。

各科目は、社会人学生が履修しやすいように、隔年のいずれの年度でも履修可能と、時間割は、昼間開講科目と夜間開講科目とが入り替わるので、履修計画を立てる上で注意してください。

資料43

平成29年度 大学院診療放射線学研究科博士後期課程 授業時間割表

前期セメスター							
時限	I	II	III	IV	V	VI	VII
時間	9:00-10:30	10:40-12:10	13:00-14:30	14:40-16:10	16:20-17:50	18:00-19:30	19:40-21:10
月		D:放射線画像解剖学特講演習(演習室C)	M:放射線画像解剖学特論(演習室C)			M:放射線治療学特論(演習室C)	
火		M:放射線管理計測学特論(演習室C)	D:放射線管理計測学特講演習(演習室C)				
水						M:放射線画像技術学特論(演習室C)	D:放射線画像解析学特講演習(演習室C)
木		M:核医学検査技術特論(演習室C)				M:放射線医療統計解析学(演習室C)	
金		M:放射線画像解析学特論 I(演習室C)				M:磁気共鳴学特論(演習室C)	D:磁気共鳴学特講演習(演習室C)
集中授業	夏期集中講義(8月1日-8月31日) 日程、時間等は別途掲示します。 M:診療放射線学特論(演習室D) M:保健医療安全学特論(演習室C) M:医療画像診断学特論(演習室C) D:診療放射線学教育学特論(演習室C) M:保健医療安全学特論(演習室D) D:保健医療組織学特論(演習室C)						

後期セメスター							
時限	I	II	III	IV	V	VI	VII
時間	9:00-10:30	10:40-12:10	13:00-14:30	3.372337963	16:20-17:50	18:00-19:30	19:40-21:10
月			M:造影検査学特論(演習室C)	D:造影検査学特講演習(演習室C)		M:先端放射線治療学特論(演習室C)	
火		M:機能画像学特論(演習室C)				M:保健医療特論(演習室C)	D:医療画像情報学特講演習(演習室C)
水	M:医療画像情報学特論(演習室C)	D:機能画像学特講演習(演習室C)				M:放射線学シミュレータ特論(演習室C)	
木			M:放射線安全管理特論(演習室C)			M:放射線画像解析学特論 II(演習室C)	
金							
集中授業	春期集中講義(2月1日-3月15日) 日程、時間等は別途掲示します。 M:医療画像診断学演習(演習室C)						

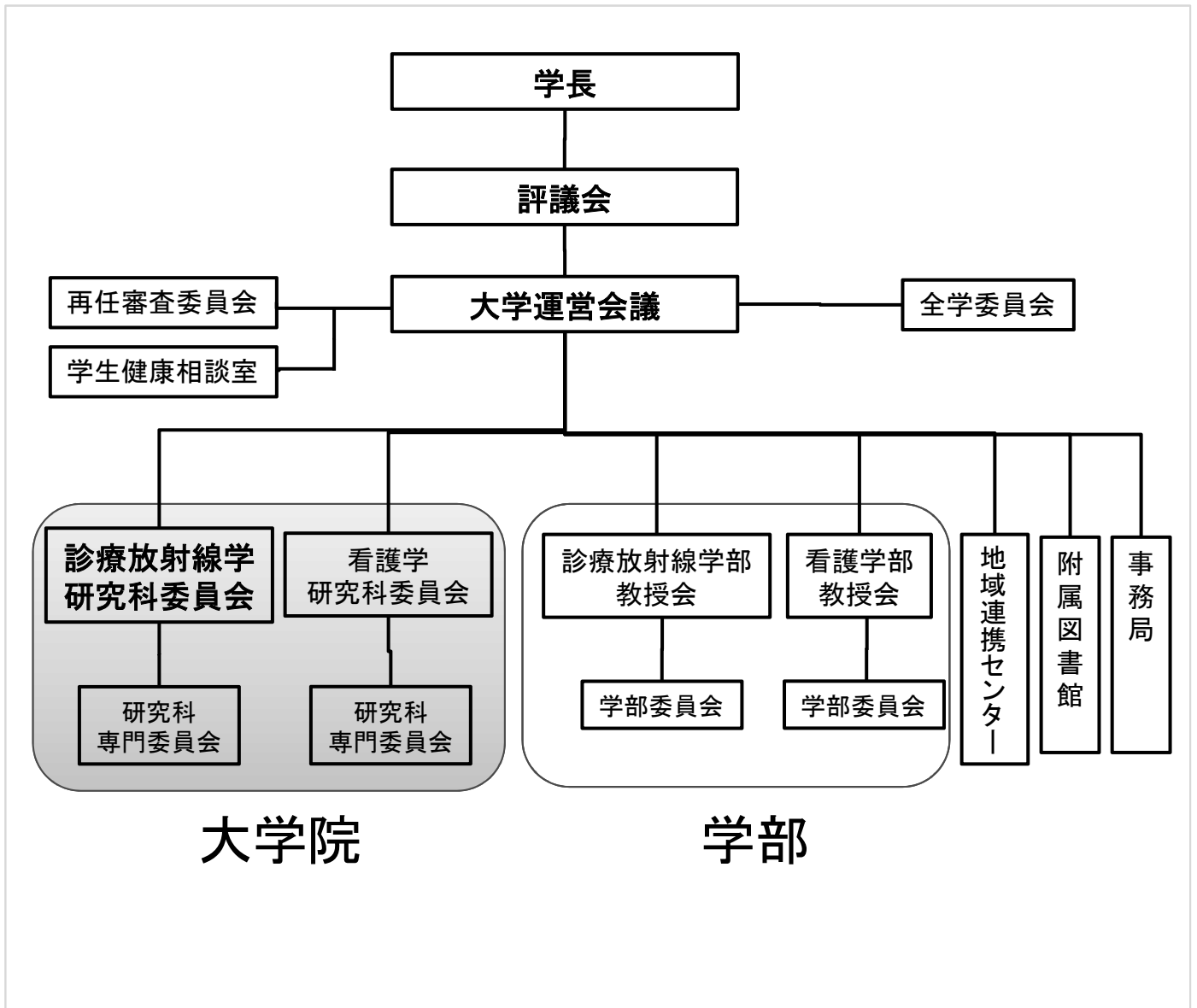
M:は、博士前期(修士)課程の開講科目です。

診療放射線学特別研究(M)、診療放射線学特別研究(D)の時間割は、研究指導教員と協議の上、別途定めます。

履修希望者の状況により、時間が変更となる場合もあります。

各科目は、社会人学生が履修しやすいように、隔年のいずれの年度でも履修可能と、時間割は、昼間開講科目と夜間開講科目とが入れ替わるので、履修計画を立てる上で注意してください。

群馬県立県民健康科学大学



資料45

群馬県立県民健康科学大学大学院 診療放射線学研究科専門委員会規程

(設置)

第1条 群馬県立県民健康科学大学大学院診療放射線学研究科に次の専門委員会を置く。

- (1) 教務委員会
- (2) 入学試験委員会
- (3) FD委員会
- (4) 自己評価委員会

2 専門委員会に部会等を置くことができる。

(専門委員会の構成員、審議事項等)

第2条 専門委員会の構成員、審議事項等は、別表のとおりとする。

(専門委員会の連携)

第3条 各専門委員会は、看護学研究科専門委員会と連携して行うものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員会の設置)

第5条 第2条で定める専門委員会のほか、必要がある場合は研究科委員会の議を経て特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会の名称、構成委員、審議事項等は、研究科委員会の議を経て定める。

(委員の選任)

第6条 委員は、職指定された委員長を除き、各研究科で選出し、研究科委員会の議を経て学長が任命する。なお、欠員が生じた場合も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第7条 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、職指定された委員長を除き委員の互選によって定める。

2 委員長に事故があるときは、副委員長が委員長の職務を行う。

(会議)

第8条 専門委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 専門委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 専門委員会の議事は、出席委員の過半数によりこれを**決定**し、可否同数のときは委員長が**決定**する。

(報告)

第9条 委員長は、専門委員会における審議事項及び実施結果等を研究科委員会に報告する。

(関係教職員の出席及び意見の聴取)

第10条 専門委員会は、会議の運営上必要と認めるときは、関係教職員の出席を**求め**、意見を聴くことができる。

(会議録)

第11条 専門委員会を開催したときは、審議の内容を会議録にとりまとめ学長に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

専門委員会名	構 成 員	審 議 事 項	庶務担当 係
教務委員会	委員長（教授） 研究科構成員 （教授）4名	<ul style="list-style-type: none"> • 学生の教育に関すること • カリキュラム編成に関すること • 科目履修、試験、単位認定及び卒業に関すること • 休学、退学、除籍及び復学に関すること • GPA制度の運用に関すること • その他研究科の教育課程に必要とされる事項 • 学生の厚生補導に関すること • 就職、進路相談に関すること • 学生支援システムの管理、運営、評価に関すること • その他学生に関すること 	教務係 学生図書 係
入学試験委員会	委員長（教授） 研究科構成員4 名	<ul style="list-style-type: none"> • 入学者選抜試験の実施計画に関すること • 合格者認定基準に関すること • 学力検査問題に関すること • 入学者選抜試験の実施に関すること • 学力検査の採点に関すること • 合格者認定資料の作成に関すること • その他入学者選抜試験に関すること 	教務係
FD委員会	委員長（教授） 研究科構成員 （教授）4名	<ul style="list-style-type: none"> • FDプログラムの立案、実施、評価に関すること • 授業の内容及び方法の改善に関すること • その他FD活動の支援・推進に関すること 	教務係
自己評価委員会	委員長（研究科 長） 研究科構成員4 名	<ul style="list-style-type: none"> • 自己点検・評価の項目に関すること • 自己点検・評価の実施に関すること • 自己点検・評価に関する報告書の作成及び公表に関すること • 第三者評価の実施に関すること 	総務会計 係

資料46

群馬県立県民健康科学大学における教員の任期に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）（以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、群馬県立県民健康科学大学（以下「本学」という。）における教員の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定める職等)

第2条 任期を定めて任用する教員の職等は、別表のとおりとする。

(同意)

第3条 前条の教員の任用に際しては、当該任用されるものの同意を同意書（様式第1号）により得なければならない。

(業績審査)

第4条 この規程の規定により任用された教員の再任の可否を決定するに際しては、当該教員の任期中の業績審査を行うものとする。

2 前項の業績審査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 教育活動
- (2) 研究活動
- (3) 大学運営への貢献
- (4) 社会への貢献

(規程の周知)

第5条 この規程を改廃したときは、群馬県立県民健康科学大学ホームページ等により、広く周知を図るものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、評議会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

法第4条第1項第1号に基づき任期を定めて任用する教員の職

項目	内容
(1)任期付きとする職	ア 教育研究組織 看護学部及び診療放射線学部 イ 対象教員 教授、准教授、講師、助教及び助手
(2)任期	教授 10年 准教授 7年 講師 5年 助教 4年 助手 4年
(3)再任に関する事項	再任可

備考 任期中に群馬県立県民健康科学大学教員定年規程に定める定年に該当する者の任期は、この表にかかわらず、同規程に定める退職の日までとする。